

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（長野県在住者用（国内在住者））

長野県観光スポーツ部観光誘客課

必要書類	新規	登録事項 の 変 更	再交付	備 考						
1 申 請 書 (様式あり)	○	○	○	・新 規：全国通訳案内士登録申請書 (第四号様式： 通訳案内士法施行規則第十六条第一項関係) ・変 更：登録事項変更届出書 (第六号様式： 通訳案内士法施行規則第十九条第一項関係) ・再交付：登録証再交付申請書 (第七号様式： 通訳案内士法施行規則第二十条第一項関係) ※複数言語申請の場合は、言語毎に作成 ※申請書に記載する氏名及び住所 日本国籍を有する者 日本語…氏名・住所とも住民票等に記載されているもの 英 語…氏名のみローマ字で記載し、住所は記載不要						
2 健康診断書 (様式あり)	○	-	-	・医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師免許の 交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3 ヶ月 以内に発行されたもの						
3 合格証書の 写し	○	(○)※1	○	※1 他都道府県からの転入の場合は必要						
4 宣 誓 書 (様式あり)	○	-	-	・氏名欄は自署捺印						
5 写真(2 枚)	○	○	○	・最近 6 ヶ月以内に撮影のもの ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・大きさ 縦 3.0 cm、横 2.4 cm ・カラー、モノクロどちらでも可 ※複数言語申請の場合は、言語毎に 2 枚必要						
6 登 録 証	-	○	(○)※2	・平成 18 年 3 月 31 日までに交付された「通訳案内業 免許証」も、登録証とみなされます。 ※2 紛失の場合は発見時に返納すること						
7 身分証明書の 写し	○	○	○	次の①から③のいずれか、写しの提出が必要です。 ①：運転免許証（両面） ②：個人番号カード【マイナンバーカード】（表面のみ ※裏面の提出不可） ③：在留カード、特別永住者証明書（いずれも両面） ＊窓口で申請する場合は、原本の提示を求める場合が あります。						
8 変更した事実 を証する 書類	-	(○)※3	-	<table><tr><td>変更事項</td><td>必要書類</td></tr><tr><td>住所変更</td><td>※3 住所変更の場合は不要</td></tr><tr><td>氏名変更</td><td>戸籍抄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）</td></tr></table>	変更事項	必要書類	住所変更	※3 住所変更の場合は不要	氏名変更	戸籍抄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）
変更事項	必要書類									
住所変更	※3 住所変更の場合は不要									
氏名変更	戸籍抄本（3 ヶ月以内に発行されたもの）									
9 手 数 料	5,400 円	4,200 円	4,200 円	・オンライン決済（ながの電子申請サービス）、または 県の収入証紙による ※複数言語申請の場合は、言語毎に必要						

○「全国通訳案内士登録証」は各言語につき 1 枚発行します。

複数の言語について登録する方は言語毎に登録証の交付申請を行ってください。

○申請の手続きは、原則として申請者本人が行ってください。

○平成 27 年 4 月より住民基本台帳法に基づき、住民票の提出はなくなりました。

【提出先】

長野県観光スポーツ部観光誘客課（国際観光推進担当）

所在地 長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2（長野県庁 本庁舎 2 階）

電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 2（直通）